

一般会計予算決算常任委員会記録

令和2年11月27日

【開催日】 令和2年11月27日

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時18分

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	河野朋子
委員	伊場勇	委員	大井淳一朗
委員	岡山明	委員	奥良秀
委員	河崎平男	委員	笹木慶之
委員	水津治	委員	杉本保喜
委員	高松秀樹	委員	恒松恵子
委員	中岡英二	委員	中村博行
委員	長谷川知司	委員	藤岡修美
委員	松尾数則	委員	宮本政志
委員	森山喜久	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰		
----	-----	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	川地諭
総務部次長兼人事課長	辻村征宏	人事課主幹	光井誠司
人事課給与係長	室本祐	企画部長	清水保
財政課長	山本玄	財政課財政係長	野原崇史
福祉部長	兼本裕子		

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
事務局主査兼庶務調査係長	島津克則	事務局議事係長	中村潤之介

【付議事項】

- 1 議案第103号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第14回）
について

午前10時 開会

矢田松夫委員長 ただいまから一般会計予算決算常任委員会を開会いたします。

本日の審査日程については、お手元に配付してありますとおり進めてまいります。それでは付議事項の1番、議案第103号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第14回）の人件費について執行部の説明を求めます。まず、歳入の説明をお願いします。

山本財政課長 それでは、議案第103号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第14回）における歳入のうち一般財源につきまして御説明いたします。補正予算書の7ページ、8ページをお開きください。19款1項1目1節の財政調整基金繰入金につきましては、この度の補正の財源調整として1,315万4,000円を減額するものでございます。この補正によりまして財政調整基金の令和2年度末の予算上の残高は21億779万2,000円となります。一般財源に係る説明は以上でございます。

矢田松夫委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。御質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。次に、歳出について執行部からの説明を求めます。

辻村総務部次長兼人事課長 議案第103号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第14回）に係る補正について説明します。お手元に配付しております一般会計補正予算（人件費関係）説明資料3ページの一番下の表「総計」を御覧ください。この度の人件費の補正は、人事異動に伴う調整と決算を見込んでの給与等の調整を反映したものと議案第117号山陽小野田市職員給与条例の一部改正、議案第118号山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部改正、議案第119号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正及び議案第120号山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正に伴うものです。一般会計全体では696万3,000円を減額し、補正後の額を40億8,070万4,000円とするものです。費目ごとの補正額の内訳は、1節報酬については、パートタイムの会計年度任用職員の勤務実績から69万1,000円を減額するものです。2節給料については、5,446万4,000円を減額するもので、主な要因は、育児休業等に係る給料の減額等によるものです。3節職員手当等については、4,194万6,000円を増額するもので、主な要因としては、人事院勧告に基づく条例改正により、期末手当は1,027万4,000円の減額となりますが、今年度の早期退職者等の退職手当の増と時間外勤務手当の増によるものです。次に4節共済費については、1,082万1,0

00円を増額するもので、要因としては、会計年度任用職員の共済組合加入によるものです。次に9節旅費については、パートタイムの会計年度任用職員の通勤手当相当部分について勤務実績から456万6,000円を減額するものです。最後に19節職員福祉費については、9,000円を減額するもので、職員の退職に伴う調整です。説明は以上です。

矢田松夫委員長 執行部からの歳出の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 人事院勧告に基づくということなのですが、この人事院勧告について、これを実施しなかった場合はどのような影響があるのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 あくまでも職員の給与等については、国に準じるということですので、国の勧告、国の今回の改正に基づいてしているところで、これは上がるときも下がるときも過去からずっとそういう形でさせていただいてきています。影響があるかと言われれば国からどうか、ただ、国から指導等は当然出てきますので、そういったことはありますけども、すぐに何か影響があるかということとはございません。

川地総務部長 補足ですけども、もし従わなかった場合につきましては、国がうちの財政状況を見てまいります。特に人件費等につきましてもチェックされますので、そういった場合については、地方交付税の特別交付税、こちらのほうで市の状況をチェックされますので、その辺の影響は多少出てこようかなと思っております。

山田伸幸委員 これをしなかったからといって特別なペナルティーというものはないということですか。

川地総務部長 先ほど補足しました特別交付税の減額の可能性がある。これがペナルティーとしての私どもの考え方です。

山田伸幸委員 財政状況を見てということなのですが、普通交付税については、問題は起きないということではないのでしょうか。

川地総務部長 普通交付税は各算定ごとにありますので影響はございません。

藤岡修美委員 2節の給料の減額で育児休業職員という説明がございましたけど、これ何人ぐらいおられたんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 現在は9名います。当初は14名程度いましたけれども、女性職員がいますので、かなり多い状況にはなっております。

藤岡修美委員 その補充というか、それは任期付職員で対応されているんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 年度途中であれば、会計年度任用職員の雇用にさせていただき、年度当初から分かっていたら全体の職員の中で調整させていただいております。

長谷川知司委員 商工費のところですが、一般職が2名減っております。また、フルの会計年度職員は3名減っております。5名も減ったというのとはどういう理由か教えてもらえますか。

辻村総務部次長兼人事課長 職員につきましては、1名につきましては大学との職員の交流をしておりますので、その者が来ています。給料自体が減っておりますけども、人は1名おります。ただし、1名ほど減ってはいるというところがございます。会計年度任用職員につきましては、途中で今年度のスマイルチケットの関係で当初、会計年度任用職員を雇う予定でしたけども、これにつきましては、別の方策で人を・・・されたということで、実際に雇っていなかったもので、その分の減額が出ておるところでございます。

長谷川知司委員 業務に支障は出てないのか。これだけ人が減っているのということですか。

辻村総務部次長兼人事課長 業務に支障を来さないようにしていただいているというふうには考えております。

長谷川知司委員 オーバーワークになっているのかどうか、そこをよく確認しておいて、職員の健康管理に十分気を付けていただきたいと思います。

辻村総務部次長兼人事課長 商工費に限らず職員の健康管理というのは、重要なおところがございますので、これについては全体を見ながら問題が起こ

らないようにしていきたいと思えます。

矢田松夫委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終わります。新型コロナウイルス感染症対策分科会の報告を求めます。

（高松秀樹新型コロナウイルス感染症対策分科会長 登壇）

高松秀樹新型コロナウイルス感染症対策分科会長 新型コロナウイルス感染症対策分科会の報告をします。11月25日、委員全員出席で分科会を開催しました。概要として、令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業ということで、65歳以上の高齢者で、内臓系の身体障害者手帳を所持している人と、現在、当該手帳の交付申請をしている人が、自らPCR検査を行う場合に、その費用に対して一人につき1万円を助成するため、525万円を補正するものです。事業の流れは、市から対象者約700人全員に周知文書と申請書を送付し、希望者が申請書を市に提出し、市がこれを確認して検体採取の日時と医療機関を申請者に通知し、医療機関で検体を採取するという流れです。検体を採取する医療機関は、原則として、市民病院を想定しているとのことです。検査結果は、市から電話で通知し、陰性であれば検査結果通知書が郵送され、陽性であれば宇部健康福祉センターから取るべき対応についての連絡が行われるということです。論点又は質疑によって明らかになった事項として、検査人数は、最初は1日3件の週2日、1週間で6人分を想定しているということです。事業の開始は12月中旬の予定、終了は来年3月末。検体の採取は、市民病院の建物の中ではなく、外に簡易なテントを張って行う予定であるということです。希望者が殺到した場合、医師会を通じて市内の医療機関に協力してもらい対応するという事です。最後に、65歳以上の助成対象の障害者数は、心臓機能障害の方が494人、腎臓機能障害の方が147人、呼吸器機能障害の方が63人、免疫機能障害の方はゼロ人、肝臓機能障害の方が3人いらっしゃるという説明がありました。報告は以上です。委員の慎重審査をよろしくお願ひします。

（高松秀樹新型コロナウイルス感染症対策分科会長 降壇）

矢田松夫委員長 新型コロナウイルス感染症対策分科会長の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

奥良秀委員 今回の議案は、コロナウイルスの早期の検査を市民病院でされるということなのですが、今、山口県健康福祉部では、基本的に発熱状態がある場合は、まずは掛かり付け医に連絡をするというふうになっているんですが、どちらが正しいのでしょうか。基本的に発熱があった場合は、どちらに電話したらいいかっていう質疑があったのでしょうか。

高松秀樹新型コロナウイルス感染症対策分科会長 執行部からこのような報告がありました。「新型コロナウイルス感染症は高齢者及び基礎疾患を有する者は感染した場合に、重症化するリスクが高い特性があり、仮に感染した場合には、死亡例の増加、重症者の増加とそれに伴う医療提供体制のひっ迫につながる可能性があります」。これらからが質疑のところなんですけど、「感染が疑われる場合には行政検査を実施することが基本でありますので、これまでどおり掛かり付け医がいらっしゃる場合は掛かり付け医に相談していただき、いらっしゃらない場合は山口県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルに電話をしていただき御相談していただけたらと思います」。ということは市民病院で受けるこの65歳以上の身障者手帳をお持ちの方は、基本的にはそういう症状がない方について受け付けるということでございます。

岡山明委員 私のほうからちょっと確認ということさせていただきます。まず、これは一人1万円の助成という形になりますと、陽性になれば1万円が戻ってくるかどうかその辺の状況はどうなんだと。陽性であれば、国からの助成という形で、1万円が補助として返されると。その確認と、もう一つ、個人で受診した場合の費用というのは幾ら掛かるか、その2点を確認したいんですが。

高松秀樹新型コロナウイルス感染症対策分科会長 陽性判断があったときのお金が戻ってくるかというところは、そういう質問も報告もありませんでした。次の質問についても同様でございます。

矢田松夫委員長 他に質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ以上で質疑を終わります。それでは、議案第103号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第14回）についての討論を行います。討論はありませんか。

（山田伸幸委員 登壇）

山田伸幸委員 日本共産党の山田伸幸です。議案第103号令和2年度山陽野田市一般会計補正予算（第14回）について反対討論を行います。理由としては人事院勧告ということではありますが、人事院総裁が述べていることは今年の新型コロナウイルス感染症拡大の中で全国の公務員の果たしている役割を非常に高く評価しつつ、民間との均衡を取るという理由でありました。これは、本当に公務員の働き方に対して正しい評価とは思えません。あと、詳しくは、本会議において討論したいと思います。先ほど報告のあった市が独自に行う検査の助成事業については、これは高く評価をしておきたいと思いますが、こちらの人事院勧告に基づく給与の削減については問題があると考えております。以上で反対討論いたします。

（山田伸幸委員 降壇）

矢田松夫委員長 他に討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは討論を終わります。これより議案第103号について採決をいたします。本件について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

矢田松夫委員長 賛成多数により本件は可決すべきものと決定しました。以上で委員会を閉じさせていただきます。

午前10時18分 散会

令和2年11月27日

一般会計予算決算常任委員長 矢 田 松 夫